

**鎌倉市本庁舎等整備基本計画・現在地利活用基本構想策定支援等業務委託
公募型プロポーザルにおける質問の内容と回答**

質問番号	該当資料	質問項目・該当箇所	質問の内容	回答
1	実施要領 P.4	企画提案書	実施要領のP4に記載の企画提案書の提出書類について、「①～⑦は4部、加えて④～⑥は9部」と指定されているため、「①～③及び⑦は4部、④～⑥は13部」という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	実施要領 P.4	業務提案概要書	【テーマ1】と【テーマ3】の違いは、【テーマ3】は「仕様書4(1)」「仕様書4(3)」の全体を対象にしているのに対して、【テーマ1】は「仕様書4(1)カ」「(3)ウ」と項目(カ、ウ)を絞っているという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	実施要領 P.6	プレゼンテーション	実施要領P6に記載のプレゼンテーションについて、管理責任者の所属する事業者以外が発言できるのは質疑応答のみでしょうか。専門分野に関する説明を管理責任者の所属する事業者以外が行うことは可能でしょうか。	ご認識のとおりです。プレゼンテーションは、管理責任者の所属する事業者以外が担う予定の専門分野についても管理責任者が説明を行ってください。
4	実施要領 P.6	プレゼンテーション	プレゼンテーションで使用する説明資料は、提出した実施体制調書、工程表、業務提案概要書を見やすく加工することは可能でしょうか。	プレゼンテーションでは、それまでにご提出いただいた資料を加工して使用することが可能です。ただし、加工の際も、実施要領5頁(提出書類作成に関する注意事項)に記載しているとおり、参加事業者名が特定可能な表現はしないでください。また、実施要領7頁13(3)に記載しているとおり、プレゼンテーション当日を含め、資料の追加(配布、提出及び貸出)は認めません。
5	実施要領 P.6	プレゼンテーション	プレゼンテーションにおいてプロジェクターを使用しスライドを映す場合、スライドの内容は業務提案概要書に記された内容以外に、提案内容を補足するための追記資料を含めてもよろしいでしょうか。	プレゼンテーションでは、業務提案概要書に記載された内容以外に、補足資料を使うことは可能です。ただし、実施要領7頁13(3)に記載しているとおり、プレゼンテーション当日を含め、資料の追加(配布、提出及び貸出)は認めません。
6	様式1	参加申込書	参加申込書に協力事業者(代表企業から再委託予定)を記載する必要はあるでしょうか。	再委託事業者の記載は必要ありません。代表事業者及び複数の事業者が共同して応募する場合(JV等)は代表となる事業者を除く構成員を記載してください。

7	様式2	業務経歴書	業務経歴書には代表企業のほか、共同企業体の構成員や協力事業者の実績を記載することは可能でしょうか。	代表事業者のほか、複数の事業者が共同して応募する場合（JV等）は代表となる事業者を除く構成員の実績の記載が可能です。その他の事業者の実績の記載は対象外としています。
8	様式4-3	実施体制調書	実施体制調書の表面において、「実施要領4（9）に規定する実績」及び「関連する実績」を記載する際、業務名称を記載するのは避けるべきでしょうか。	実施要領4頁③実施体制調書については、実績等をそのまま記載願います。（参加事業者名が特定可能な表現で構いません。）
9	仕様書P.3	職員による作業部会等の運営支援	推進本部会議、幹事会、作業部会の回数ほどの程度を想定されていますか。	推進本部会議は2回程度、幹事会及び作業部会はそれぞれ5回程度を想定しています。
10	仕様書P.3	市民対話の運営支援等	市民対話の参加者は、無作為による抽出は想定されていますか。	実施要領4頁8(2)⑥【テーマ1】で見積額の範囲内で企画提案を求めます。なお、市が無作為抽出を行うことは可能です。
11	仕様書P.3	市民対話の運営支援等	市民対話を複数回開催する場合、全回参加できる参加者を想定してもよいですか。	構いません。市民対話の回数、参加者を含めて実施要領4頁8(2)⑥【テーマ1】で企画提案を求めます。
12	—	基本設計以降について	今回の基本計画業務の受託によって、基本設計以降の業務の受託が制限されることはありませんか。	今回の業務の受注によって、その後の業務の受注が制限されることはありません。実施要領7頁13(11)に記載しているとおり、実施要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、鎌倉市財務規則（平成7年規則第34号）等関係法令等の定めるところによります。